

堀川保育園運営規程

（施設の目的）

第1条 堀川保育園（以下、「本園」という。）は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づく児童福祉施設及び同法第24条第7項の規定に児童福祉法(昭和22年法律第164号)にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条 本園は、利用する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。

3 本園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

4 本園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行うものとする。

5 本園は、富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）、及びその他関係法令等を遵守し、保育を実施するものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 堀川保育園
- (2) 所在地 富山市堀川小泉町1丁目16-24

（提供する保育等の内容）

第4条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 保育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他保育にかかる行事等

- (4) 障害児保育
- (5) 産休あけ保育
- (6) 延長保育事業
- (7) 休日保育事業
- (8) 地域子育て支援
- (9) 体調不良児対応保育

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第5条 本園に勤務する職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名(常勤職員)

園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- (2) 副園長 1名(常勤職員)

副園長は、園長を助け、園長の命により園務を司るとともに、園長に事故があるときはその職務を代理する。

- (3) 主査保育士 2名(常勤職員)

主査保育士は、副園長を補佐するとともに、園児の保育業務について他の保育士を統括する。

- (4) 主任保育士 2名(常勤職員)

主任保育士は、主査保育士を補佐するとともに、園児の保育業務について他の保育士を統括する。

- (5) 保育士 28名(常勤職員20名、非常勤職員8名)

保育士は、園児の保育業務を行う。

- (6) 栄養士 3名(常勤職員3名)

栄養士は、富山市の作成した献立に基づき、調理員と共に本園の調理作業を行う。
また、園児や保護者に向けて食育等も行う。

- (7) 調理員 1名(常勤職員1名)

調理員は、本園における調理業務を行う。

- (8) 看護師 2名(常勤職員1名、非常勤職員1名)

- (9) 事務職員 2名(常勤職員2名)

- (10) 用務員 1名(常勤職員1名)

- (11) 保育補助 1名(非常勤職員1名)

- (12) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)及び

1月1日から1月3日までを除く。

- 2 休日保育事業における保育を提供する日は、日曜日及び国民の祝日とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時00分から18時00分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで及び16時30分から20時00分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。
- (3) 休日保育事業の利用時間は、8時30分から17時30分までとする。ただし、事業実施日において利用者のいない時間帯がある場合は、利用者に支障のない範囲内で当該時間帯の事業実施をとりやめることができる。

(利用定員)

第8条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども 95人
- (2) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳以上の子ども 54人
- (3) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳未満の子ども 16人

(保育の利用の開始、終了に関する事項)

第9条 教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を富山市に提出するものとする。

- 2 保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の利用定員を超える場合にあっては、富山市が市で定める基準により調整を行うものとする。

- 3 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、法第19条第2号又は第3号に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき

(3) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき

(園児を平等に取扱う原則)

第 10 条 本園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、園児に対し差別的扱いをしない。

(緊急時等の対応方法)

第 11 条 本園の職員は、現に保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 13 条 本園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。特に事故については以下の措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに富山市、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(6) 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努め

るものとする。

(苦情解決)

第 15 条 本園は、その提供した保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

苦情担当者 副園長 谷口 記子

苦情解決責任者 園長 藤井 節子

当園第 3 者委員 槻 光世(元児童) 見波 重尋(元速星自治会長)

(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(3) 提供した保育に関する園児等からの苦情に関して富山市が実施する事業に協力するよう努める。

(4) 法第 14 条第 1 項の規定により富山市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は富山市の職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および富山市が行う調査に協力するとともに富山市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(5) 富山市からの求めがあった場合には、改善の内容を富山市に報告する。

(記録の整備)

第 16 条 本園は、園児に対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 提供した保育にかかる必要な事項の提供の記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録

(4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(秘密の保持について)

第 17 条 当園は業務上知り得た個人情報を社会福祉法人として守秘義務を厳守するとともに情報漏洩にも十分な注意をはらう。ただし、個人の承諾を得て活用する情報はこの限りでない。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 本園は、その事業の運営に当たっては、富山市暴力団排除条例（平成 24 年 富山市条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日 改正（園長・副園長・苦情解決担当・職員数変更）